

北海道公安委員会告示第83号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者に係る新規及び追加講習を次のとおり実施する。

令和2年7月8日

北海道公安委員会委員長 小林 ヒサヨ

- 1 法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「4号警備業務」という。）に係る新規及び追加講習の講習期間
  - (1) 新規講習  
令和2年8月24日（月）から8月28日（金）までの5日間
  - (2) 追加講習  
令和2年8月27日（木）から8月28日（金）までの2日間
- 2 新規及び追加講習実施場所  
札幌市中央区南4条西6丁目8番地 晴ばれビル7階  
一般社団法人 北海道警備業協会研修室
- 3 受講定員  
新規及び追加講習の受講者合算で50人とする。
- 4 受講資格
  - (1) 新規講習  
最近5年間に4号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
  - (2) 追加講習  
4号警備業務以外の法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けている者であって、4の(1)の事項に該当する者
- 5 受講申込み受付期間（新規及び追加講習共通）  
令和2年7月27日（月）から7月31日（金）までの間  
各日とも午前8時45分から午後5時30分まで
- 6 提出書類
  - (1) 新規講習
    - ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号）1通
    - イ 4の(1)の受講資格を有することを疎明する警備業者が作成した書面（以下「警備業務従事証明書」という。）1通及び履歴書1通
  - (2) 追加講習
    - ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号）1通
    - イ 4の(2)の受講資格を有することを疎明する資格者証等の写し1通及び4号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）

1 通及び履歴書 1 通

7 受講申込み要領（新規及び追加講習共通）

受講希望者は、住所地又は勤務する営業所の所在地を管轄する警察署に、6に掲げる書類を提出すること。

8 受付の日時及び場所

各講習初日の午前8時20分から午前8時50分までの間、講習の実施場所で行う。

9 受講手数料及び納付方法

(1) 受講手数料

ア 新規取得講習 34,000円

イ 追加取得講習 10,000円

(2) 納付方法

受講手数料は、各講習初日の受付時（午前8時20分から午前8時50分まで）に、当該講習の手数料に相当する額を北海道収入証紙により納付すること。

10 講習の委託

本講習は、一般社団法人北海道警備業協会に委託して実施する。

11 その他

(1) 講習の最終日に講習修了考査を実施し、合格者に対し講習修了証明書を交付する。

(2) 新型コロナウイルス感染症の感染状況等により、やむを得ず講習を延期又は中止する場合があります。

(3) 不明な点については、北海道警察本部保安課警備業係（電話011-251-0110内線3135）へ問い合わせること。